

## 令和7年度企業版ふるさと納税マッチング及び半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務委託 質問に対する回答一覧

	質問表題	内容	回答
1	投入工数および担当者時給単価表の提示要否について	官公庁からの業務委託に際しては事前に投入工数や担当者時給単価表を提示することが通例かと存じます。要領および仕様書を拝見しましたが、上記に関する記載がなかったことから、今回はいずれも「提示不要」という理解で相違ないかご教示賜りたい。	お見込みのとおりです。今回は成果報酬型の委託であり、投入工数や担当者時給単価表の提示は不要とします。
2	公的研究費ガイドラインおよびその他準拠するガイドライン有無について	今回の企業版ふるさと納税による資金は公益財団法人福岡県産業科学技術振興財団が運営する「三次元半導体研究センター」での研究開発・設備投資への資金と理解しております。企業様から拠出される寄附金が「公的研究費ガイドライン」の対象かどうかご教示賜りたい。対象となる場合、応募者として対応が必要な管理体制の整備等がありましたら併せてご教示賜りたい。また、その他準拠すべきガイドライン有無や応募者として認識しておくべき管理体制についてご教示賜りたい。	<p>本件について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の対象ではありませんが、寄附金の取扱いに当たっては、不正防止に向けて万全の管理体制の整備が求められます。</p> <p>特に、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されており、受託者においても内閣府「企業版ふるさと納税ポータルサイト」に掲載されている関係法令やQ &amp; A等を参照し、公正な事務遂行に努めること。</p>
3	業務受託方法（共同企業体）について	共同での受託は問題ない認識です。様式3、6に記載がある共同企業体とはどのような場合の受託方法を示しますでしょうか。 ※例えば、受託者：A銀行、B銀行、C銀行の3社連合による受託は可能でしょうか。	お見込みのとおり共同での受託も可能です。共同企業体とは、お示しいただいた例のように、複数企業の連合による受託を想定しています。
4	印鑑の要否	企画提案書に押印は必要でしょうか。	押印は不要です。
5	対象企業	既に共同研究やインキュベーション施設へ入居している法人が本件委託契約に基づき新しく寄附を行った場合、委託金額支払の対象企業となるのでしょうか。	<p>仕様書6（2）成果1について、委託金額支払の対象企業となります。ただし、当該法人は既に本県等と連携実績があるため、真に受託者からの働きかけにより寄附を実施したか、当該法人に確認の上判断します。</p> <p>なお、仕様書6（2）成果2については、新たに実現した企業との連携についてのみ、委託金額支払いの対象企業となります。例えば、既にインキュベーション施設へ入居している法人が、受託者からの働きかけにより新たに共同研究を開始した場合、連携の実現件数1件とカウントします。</p>

	質問表題	内容	回答
6	仕様書：4 委託業務内容（『(1) ア_対象事業のPRにかかる支援』について）	受託者は助言等の支援以外に受託者側から発信のPRは行うのでしょうか。	仕様書4（1）イ寄附見込企業のリスト化、ウ寄附見込企業への提案及び紹介の実施に当たり、当然受託者側からの発信においても対象事業のPRを行うものと想定しています。
7	仕様書：4 委託業務内容（『(1) イ_寄附見込企業のリスト化』について）	随時対象の加除を行うものと記載があるが、リストの修正期日は決まっているのでしょうか。	リストにない企業からの寄附は本業務での成果としないため、成果に含めるためには、仕様書4（1）ウ寄附の意向の確定（書類の提出を想定）の前日までにリストの修正が必要です。
8	提案書等について	寄附見込企業への提案書等がありますでしょうか。	寄附見込企業への提案を行うに当たり、広報用資料は基本的に委託者から提供します。ただし、効果的な提案を行うため独自資料の使用を希望する場合は御相談いただくとともに、広報用資料に関するアイデアがあれば積極的に御提案をお願いします。
9	仕様書：4. 委託業務内容（『(2) 半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務』）について	ア 三次元半導体研究センターとの共同開発、連携事業等の開始について、連携事業『等』とあるが、『等』の具体例な範囲はありますか。『連携事業等』の実現件数が認められない場合はどのような場合でしょうか。	三次元半導体研究センターのPRや機能強化などに資する連携の取組を想定しており、具体的な範囲は設定せず、個別に判断します。『連携事業等』の実現の認定については、真に受託者からの働きかけにより連携を開始したかを企業に確認するとともに、連携開始の客観的な事実（共同研究であれば契約書の締結など）を基に判断します。
10	仕様書：4. 委託業務内容（『(2) 半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務』）について	ウ その他、半導体最先端実装拠点構築に資する取組みの実施について、具体例な範囲はありますか。	半導体最先端実装拠点構築に資する、本県や公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が実施する施策との連携の取組などを想定しており、具体的な範囲は設定せず、個別に判断します。
11	委託金額の計算方法	仕様書 6. 委託金額（2）に記載の成果2の計算において、寄附を行った法人1社が共同研究、インキュベーション施設への入居を契約した場合、実現件数2件とカウントするのでしょうか。	お見込みのとおりです。